

令和3年10月20日

加入者各位

エクセディ健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用制度の運用開始について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、令和3年3月の制度導入後、一部の医療機関等でプレ運用とされていた健康保険のオンラインによる資格確認制度の本格運用が、令和3年10月20日より開始されます。

本制度では健康保険証と同様に、マイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での利用ができるようになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する制度の本格運用開始にあたり、下記のとおり、ご案内いたします。

記

1. マイナンバーカードを健康保険証として利用する制度が開始します。
2. 本格運用開始日 令和3年10月20日
3. 申込方法や利用できる医療機関・薬局は厚生労働省ホームページから確認できます。
 - ・マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前の申込みが必要です。
 - ・オンラインでの資格確認システムが導入されている医療機関・薬局で利用できます。

●厚生労働省：マイナンバーカードの保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



4. エクセディ健康保険組合では、健康保険証をこれまでどおり交付します。（健康保険証は従来どおり、医療機関・薬局で使用できます。）
制度の定着まで医療機関・薬局を利用する際には健康保険証も持参をお願いします。

- ・システムが導入されていない医療機関・薬局では引き続き健康保険証が必要です。
 - ・カードリーダーの読み込み不良などで、マイナンバーカードが使用できない場合、
受診できない場合があります。
5. 資格情報の変更など、健康保険証の内容に変更がある場合には、これまでどおり手続きをお願いいたします。

【お問合せ先】

エクセディ健康保険組合 TEL 072-824-4281